

## 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の適用について

さて、平成24年4月1日付にて「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」が下記の通り変更になります。

同日以後に適用される資格取得届・月額変更届等の「現物によるものの額」は、下記「変更後」の価額により算定してください。

### 記

(単位：円)

		大阪府		京都府		兵庫県		岐阜県	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
食事	1人(1ヶ月)	21,000	18,000	186,00	186,00	20,100	18,000	17,700	17,400
	1人(1日)	700	600	620	620	670	600	590	580
	朝 1人(1日)	160	150	150	160	150	150	150	150
	昼 1人(1日)	260	210	220	220	240	210	200	200
	夜 1人(1日)	280	240	250	240	280	240	240	230
住宅	畳1畳 1人(1ヶ月)	1,400	1,480	1,250	1,450	1,200	1,290	(1㎡につき) 450	(畳1畳に変更) 1,020
その他		時価	時価	時価	時価	時価	時価	時価	時価

支店等のある事業所の場合、現物給与の価額を算定するときは、本社の所在地の価額を適用してください。

**食事** 上の額の3分の2以上を本人が負担している場合、現物による食事の供与はないものとして扱います。

**住宅** 価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接室・食事室等の住居部分  
(玄関・台所(炊事場)・トイレ・浴室・廊下等居住用以外の室は含めません)

\* 洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳 1.65㎡)

\* ダイニングキッチン は台所部分を除き換算

なお、詳細な内容につきましては、当健康保険組合業務課までお問い合わせください。(06-6271-0651)